

商 法 (50 点)

P株式会社は、医薬品の製造・販売を目的とする公開会社であり、資本金は1億円、資産総額は約10億円、負債総額は約9億円である。P社の定款には、「300万円以上の借財又は債務の保証には取締役会の承認を要する」旨の規定がある。2018年10月の時点で、P社の取締役はA・B・C・D・Eの5人、代表取締役はAであった。

Aは、「債務保証の件」を議題に掲げて招集したP社取締役会において、取引先であるQ株式会社から、Q社がR銀行から500万円を借入れるにあたり連帯保証をするよう求められたことを説明し、賛同を求めた。議決に進んだところ、A・B・Cは賛成したが、Dは反対し、Eは棄権を申し出た（以下「本件決議」という）。議事録には「賛成A・B・C、反対D、棄権E」と記載された。本件決議に基づき、2018年10月18日、P社はR銀行との間でQ社が負担する借入金債務を保証する連帯保証契約を締結した（以下「本件保証契約」という）。その際、P社はR銀行の求めに応じて、P社の定款と本件決議の議事録の写しを差し入れた。

本件保証契約の締結から1年後、Q社の資力不足のため、R銀行から本件保証契約の履行を求められたP社は、遅延利息の分も合わせて530万円をR銀行に支払った。その後の調査で、Q社はその設立以来Bが株式の80%以上を保有し、Bの親族名義の持株も合わせると実質的に全株式をBが保有していたことが判明した。本件決議の際、AもBもこのことを説明していなかった。なお、AとBは、本件決議から3か月後に任期満了によりP社取締役を退任している。

(1) P社は、R銀行に支払った530万円の返還を求めたいと考えている。そのためにはどのような主張をすることが考えられるかを検討しなさい。

(2) かりにR銀行から530万円の返還を受けることができないとした

場合、P社は、他にどのような救済を求めることができるか。誰に対して、どのような主張をすることができるかを検討しなさい。